



近隣消防本部合同震災救助対応訓練の実施について

標記の件について、次のとおり近隣消防本部との合同訓練を実施します。

1 趣旨

消防組織法第39条の規定に基づき、大規模災害対応訓練施設を使用した震災救助対応訓練を近隣消防本部（東広島市消防局、江田島市消防本部、府中町消防本部、大竹市消防本部、廿日市市消防本部）と合同で実施し、震災救助における手技と知識を共有することで、大地震が発生した場合の災害対応能力の向上及び他本部との連携の強化を図ります。

消防組織法第39条

市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 訓練日時

令和6年1月16日（火） 10:00～15:00

〃 1月17日（水） 10:00～15:00

【予備日：令和6年1月18日（木）、19日（金）】

3 参加消防本部

- (1) 呉市消防局
- (2) 東広島市消防局
- (3) 江田島市消防本部
- (4) 府中町消防本部
- (5) 大竹市消防本部
- (6) 廿日市市消防本部（参観のみ）

4 訓練実施場所

大規模災害対応訓練施設（呉市宮原13丁目2-29）

5 訓練内容

震災救助対応訓練（検索・救助想定訓練等）

(1) 検索訓練

倒壊建物内に閉じ込められた要救助者を検索する場合の、手技や資器材の取扱いにおける安全管理や危険要因について各本部と共有する。

(2) 救助想定訓練

地震により建物が倒壊し、建物内に複数の要救助者がいるものと想定し、各本部と合同で救助活動を実施する。

6 その他

当日は、一般の参観はありません。